

[220330.html](#)

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年3月10日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

| | |
|-----------|---------------------|
| 類似業務経験の分野 | セクター別の経済被害分析に係る各種調査 |
| 対象国及び類似地域 | 全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

- * 語学の証明書に関しまして、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっていますので、提出（添付）いただく必要はありません。

(詳細：

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ホンジュラスは、北は大西洋、南は太平洋に面しており、大西洋上で発生するハリケーンと豪雨により洪水被害を受けやすい地勢にある。当国は中南米・カリブ地域でハイチに次いで二番目に一人当たりの国民総所得（GNI）が低く（2,540米ドル）、人口約1,006万人のうち48%が貧困層である（世界銀行、2021）。

毎年洪水被害により平均約48百万米ドル（GDPの約0.25%）の経済損失が発生しており（世銀銀行、2016）、2050年までに気候変動によりハリケーン等による雨量が13%増加し、洪水時流量が60%増加すると予測されている（USAID、2017）。

ホンジュラス政府は災害リスク削減能力の向上のため、災害管理国家システム（SINAGER）法、国家総合リスク管理政策（PEGIRH）等の法令を整備している。また国家ビジョン（2010～2038年）及び国家計画（2010～2022年）でも、気候変動への対応を重点分野の一つとし、洪水リスク削減に向けた防災事業の実施を重視している。

ホンジュラス北部に位置するバジェ・デ・スーラ都市圏（以下「同都市圏」という。）は、当国最大の商工業都市サン・ペドロ・スーラを有する平野部一帯の都市圏である。同都市圏はホンジュラス全人口の約25%が居住し、海外輸出額の約40%（GDPの約65%）を占める等、経済資産が集積する重要地域である。

同都市圏には西側からチャメレコン川流域（河川延長：約200km、流域面積：約4,350km²）、南側からウルア川流域（河川延長：約360km、流域面積：約21,233km²）が、それぞれ北側のカリブ海に流れ込んでいる。各流域の下流部は、氾濫域を含む湿地（国立公園）が形成されている。

1974年ハリケーン・フィフィ、1998年ハリケーン・ミッチ、2020年11月ハリケーン・イータ及びイオタの発生により中流域の経済資産集積地では氾濫が生じ、国際空港、国道、学校、病院等の重要インフラ、同都市圏中部に位置するラ・リマ市や工業地帯が浸水被害を受けている（出典：バジェ・デ・スーラ調査開発センター）。2020年11月ハリケーン・イータ及びイオタでは、死者95人、被災者約437,000人、約22億米ドルの損失が発生（国際連合ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC））。また同都市圏はホンジュラス国の全浸水面積の85%、全死者の67%、全被災者の75%占め、大部分の洪水被害を同都市圏が占めた（ホンジュラス政府発表）。

このような状況下、当国政府は、事前防災投資の促進を通じた経済被害軽減に向け、災害リスク削減を見据えた洪水対策マスタープラン策定が急務であると位置付け、ウルア川流域及びチャメレコン川流域を対象とした「バジェ・デ・スーラ都市圏洪水対策マスタープラン策定プロジェクト」（以下「本体調査」という。）を我が国に要請した。

本詳細計画策定調査（以下「本調査」という。）は、本体調査で本格検討・実施する「洪水発生メカニズム解明」、「洪水リスク評価」、「リスク削減事業案の検討」、「対策による直接・間接経済被害削減効果の算出」、及び「洪水リスク削減に資するマスタープラン（以下「MP」という。）策定」等に必要な具体的作業項目の絞り込み並びに適正な作業量及び検討内容の精査を目的とするものである。なお、本調査期間中でホンジュラス政府と確認した内容を協議議事録（Minutes of Meetings。以下「M/M」という。）にて確認する予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者、JICA 職員及び国際協力専門員等と協議・調整しつつ、以下担当分野に係る調査を行う。

担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2023年4月下旬）

- ① JICA 地球環境部防災グループ等との打合せに参加する。
- ② 現地調査で収集すべき情報を検討し、ホンジュラス側関係機関及び他ドナーに対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地渡航前に JICA と協議し決定する。これらは現地渡航前に JICA を通じてホンジュラス側関係機関や他ドナーへ配付することを予定している。
- ③ 本団員担当分野の調査工程案及び本体調査の枠組み（案）を検討する。
- ④ 本調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2023年5月下旬～2023年6月下旬）

- ① JICA ホンジュラス事務所等との打合せに参加する。
- ② ホンジュラス側関係機関との協議及び現地調査を実施する。
- ③ 事前配付した質問票への回答を回収する。担当分野に係る情報・資料を収集し、現状把握と整理を行う。
- ④ 本団員の具体的担当業務は以下のとおり。
 - ア) バジェ・デ・スーラ都市圏で過去に発生した洪水に関して、直接被

害額及び間接被害額に関する情報を収集・検証する。1998年ハリケーン・ミッチ、2020年ハリケーン・イータ及びイオタ、2021年、2022年洪水被害情報は最低限情報収集・検証の対象とする。被害額は、セクター別（産業別・業種別）及び地方自治体別に内訳が出せるようにすること。

- イ) 上記ア) について、直接被害額及び間接被害額に係る情報が存在しない場合、関係機関にヒアリング等を行い、直接被害額及び間接被害額を試算する（なお、ホンジュラス又は我が国の手法等を準用する）。
 - ウ) 上記ア) 及びイ) にて分析した経済被害情報に基づき、洪水リスクの高い地域（資本集積地）及び重要インフラ（交通、橋梁、港湾、ライフライン、医療施設等）を抽出し、結果を、【治水計画】団員に共有する）。
 - エ) 【治水計画】団員が検討するMPの基本方針（案）に沿った対策組合せ（案）（構造物対策及び非構造物対策）による経済被害軽減効果を推定する（その際、必要であれば日本国内の治水経済調査マニュアル等を参照する）。
 - オ) 同都市圏における将来の開発計画及び土地利用計画に係る情報を収集・整理し、課題を抽出する。同都市圏で大規模開発が想定される場合、将来の推定しうる経済被害状況、またMPで想定している土地利用規制等による非構造物対策による当該開発の経済被害軽減効果についても推定する。
- ⑤ 担当分野に関する本体調査の協力枠組み（案）、調査工程（案）、実施手法（案）、投入規模（案）、先方政府負担事項（案）を検討する。
 - ⑥ 担当分野に関し、本体調査で想定される現地再委託による作業内容及びTORの検討並びにローカルコンサルタントに係る情報を収集する（組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価等）。
 - ⑦ 担当分野に関する本調査結果の先方政府説明資料を作成する。また、協議議事録（Minutes of Meetings。以下「M/M」という。）（案）及び討議議事録（Record of Discussions。以下「R/D」という。）（案）の作成を支援する。
 - ⑧ 担当分野に関する現地調査時の議事録（和文）、現地調査報告書（案）を作成する。

(3) 帰国後整理期間 (2023 年 7 月上旬)

- ① 現地業務を踏まえ、JICA が取りまとめる事業事前評価表 (案)、リスク管理チェックシート、案件の枠組み (案) の作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画調査報告書 (案) を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書 (和文 3 部)

2023 年 7 月 14 日 (金) までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2022 年 4 月-12 月追記版)」(以下同じ) の「Ⅹ. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。
航空経路は、成田⇄アトランタ (マイアミ、ヒューストン、ロスアンゼルス、ダラス、シカゴ、デトロイトも乗継可) ⇄テグシガルパ (標準経路) を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
 - ② JICA の調査団員は本業務従事者より遅れて現地調査を開始し (2023 年 6

月頃を予定)、本業務従事者より前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

③ 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 技術総括 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 治水計画 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- オ) セクター別経済被害分析 (本コンサルタント)
- カ) 水理解析・氾濫把握 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- キ) 組織・法体制 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- ク) 環境社会配慮 (JICA が別途契約するコンサルタント)

④ 便宜供与内容

JICA ホンジュラス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：あり (西⇄英)
- オ) 現地日程のアレンジ：あり
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部から配付しますので、gegdm@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
・2022 年 6 月実施 JICA 国際協力専門員、担当職員による現地調査結果。
- ② 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
リンク
 - [JICAグローバルアジェンダNo. 20：防災・復興を通じた災害リスク削減 | 事業・プロジェクト - JICA](#)
 - [ホンジュラス国チャメレコン川流域砂防治水計画調査事前調査報告書：ホンデュラス共和国 チャメレコン川流域砂防治水計画調査事前調査報告書. - \(jica.go.jp\)](#)
 - [ホンデュラス国チョロマ川洪水対策砂防計画事前調査資料：11541513.pdf \(jica.go.jp\)](#)

- ③ 本業務に関する以下の資料を参照願います。
- 国土交通省「治水経済調査マニュアル」 [chisui.pdf \(mlit.go.jp\)](https://www.chisui.mlit.go.jp/)
 - 米州開発銀行・国連ラテンアメリカ・カリブ経済員会 経済被害調査報告書
<https://publications.iadb.org/publications/spanish/viewer/Evaluacion-de-los-efectos-e-impactos-de-la-tormenta-tropical-Eta-y-el-huracan-Iota-en-Honduras..pdf>
- ④ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」
- イ) 提供依頼メール
- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ホンジュラス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を

念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正
腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応
次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具
体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致し
ます。

以上